

卸売市場法等関係事務処理要領

昭和48年3月 2日制定
昭和59年5月16日一部改正
平成元年1月26日一部改正
平成12年5月26日一部改正
平成13年4月 1日一部改正
平成17年5月10日一部改正
平成20年4月 1日一部改正
平成21年4月 1日一部改正
令和元年12月21日一部改正
令和2年 6月21日全部改正
令和3年 7月 1日一部改正

第1 趣旨

卸売市場法（昭和46年法律第35号，以下「法」という。）並びに卸売市場法施行規則（昭和46年農林省令第52号，以下「施行規則」という。）の規定に基づく申請，届出，報告等の事務処理については，広島県文書事務取扱規程に定めるもののほか，この要領に定めるところによるものとする。

第2 地方卸売市場の認定申請

法第13条第2項の規定に基づく市場の認定の申請は，同項各号に掲げる事項を記載した申請書（別記様式第1号）に業務規程及び施行規則第17条第3項に規定する書類（誓約書の様式は，別記様式第8号による。）を添付して，知事に提出して行うものとする。

第3 認定証

知事は，法第13条の認定をしたときは，認定を受けた開設者に対し，別記様式第9号による認定証を交付するものとする。

第4 変更の認定の申請

- 1 法第14条において読み替えて準用する法第6条第1項の規定により，変更の認定を受けようとする地方卸売市場の開設者は，別記様式第3号による申請書を知事に提出するものとする。
- 2 この場合において，当該変更が業務規程又は施行規則第17条第3項各号に掲げる書類の変更を伴うときは，当該変更後の業務規程又は書類を添付するものとする。

第5 軽微な変更の届出

- 1 法第14条において読み替えて準用する法第6条第2項の規定による届出は、当該変更の日の7日後までに、別記様式第4号による届出書を知事に提出して行うものとする。
- 2 法第14条において読み替えて準用する法第6条第1項の農林水産省令（施行規則）で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。
 - (1) 開設者の名称及び住所並びにその代表者の氏名の変更（開設者の変更を伴うものを除く。）
 - (2) 卸売市場の名称の変更
 - (3) 卸売市場の施設の変更であって、その全ての施設の面積の10パーセント以内を増減するもの
 - (4) 卸売市場の取扱品目ごとの取扱いの数量及び金額に関する事項の変更
 - (5) 卸売市場の業務の運営体制に関する事項の変更（開設者の組織の人員の10パーセント以上を減少するものを除く。）
 - (6) 卸売市場の業務の運営に必要な資金の確保に関する事項の変更
 - (7) 卸売市場の卸売業者に関する事項の変更（卸売業者の変更を伴うもの及び当該地方卸売市場のいずれかの取扱品目について卸売業者が存在しなくなるものを除く。）
 - (8) 卸売業者以外の取引参加者その他の関係事業者に関する事項の変更
 - (9) 業務規程の変更（法第13条第5項第3号イからハまで並びに第4号イ及びロに掲げる事項並びに遵守事項の内容の変更を伴うものを除く。）
- 3 開設者は、2の(3)から(9)までに掲げる変更については、その年度に係る運営状況報告書（別記様式第7号）をもって、1の規定による届出書の提出に代えることができる。
- 4 1の届出書の提出又は3の報告をする場合において、当該変更が業務規程又は施行規則第17条第3項各号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の業務規程又は書類を添付するものとする。

第6 休止又は廃止の届出

法第14条において読み替えて準用する法第7条の規定による届出は、休止又は廃止の日の30日前までに、別記様式第5号による届出書を知事に提出して行うものとする。

第7 開設者による運営状況報告書の提出

- 1 法第14条において読み替えて準用する法第12条第1項の規定による報告は、毎年度経過後4月以内に、別記様式第7号による報告書を、知事に提出して行うものとする。

- 2 前項の報告書には、当該地方卸売市場の卸売業者の最新の事業報告書（別記様式第2号）を添付するものとする。
- 3 卸売業者は、法第13条第5項第5号の表の5の項（2）の規定に基づく事業報告書を、事業年度ごとに、別記様式第2号により作成し、当該事業年度経過後90日以内に、貸借対照表、損益計算書を添えて開設者に提出するものとする。

第8 中央卸売市場の認定申請

法第14条において読み替えて準用する法第8条第2項の規定による届出は、法第4条第1項の認定の申請後速やかに別記様式第6号による届出書を知事に提出して行うものとする。

附則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和2年6月21日から施行する。

附則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和3年7月1日から施行する。

手数料欄

認定申請書

広島県知事 様

年 月 日提出

法人名称
法人番号
住所
代表者の役職及び氏名

卸売市場法第13条第1項の規定により、地方卸売市場の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

（記載上の注意）

1. 一体性のある複数の市場（生鮮食料品等の取引及び荷さばきに必要な相当規模の施設が一の機能を営むために相互に緊密な関連をもって運営されるよう配置されたこれらの施設の総合体で、開設者が業務規程で定めるものをいう。）を1つの地方卸売市場として申請する場合には、2、3及び7の事項は市場ごとに記載すること。その際には、別紙として表形式等で添付しても差し支えない。
2. 添付する業務規程については、策定又は変更に関する意思の決定を証する書面を添付すること。
3. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

1 卸売市場の名称

2 卸売市場の位置及び面積並びに施設に関する事項（卸売市場の位置及び施設に関する事項）

（1）位置

(2) 施設

施設の名称	施設の面積	設置年月
合計 (用地)	m ²	年 月
卸売場	m ²	年 月
仲卸売場	m ²	年 月
冷蔵庫	m ²	年 月
倉庫	m ²	年 月
汚水処理施設	m ²	年 月
管理事務所	m ²	年 月
業者事務所	m ²	年 月
駐車場	m ²	年 月
関連商品売場	m ²	年 月
その他 ()	m ²	年 月
その他 ()	m ²	年 月
その他 ()	m ²	年 月

(記載上の注意) 卸売場、仲卸売場及び倉庫 (冷蔵又は冷凍で保管するものを含む。) については、生鮮食料品等の区分ごとに記載すること。

3 卸売市場の取扱品目並びに取扱品目ごとの取扱いの数量及び金額に関する事項

(1) 取扱品目：

(2) 取扱品目ごとの取扱いの数量及び金額の実績及び見込み

取扱品目	実績 (年度)	見込み (年度)
	トン	トン
	千円	千円
	トン	トン
	千円	千円

(記載上の注意)

1. 実績の欄には直近年度の数量及び金額を実績で記載するとともに、見込みの欄には申請年度の数量及び金額を見込みで記載すること。
2. 花きの取扱いの数量については、記載を省略することができる。以下同じ。

4 卸売市場の業務の運営体制に関する事項

(記載上の注意) 組織図で示し、これに各部門を担当する役員の氏名、担当業務の従事職員数及び業務の概要を付記すること。

5 卸売市場の業務の運営に必要な資金の確保に関する事項

(1) 収支の状況

(記載上の注意)

1. 直近年度の貸借対照表及び損益計算書を添付すること。
2. 地方公共団体が申請する場合には、1. にかかわらず、下記の表に記載すること。

収 入	実績 (年度)	見込み (年度)	支 出	実績 (年度)	見込み (年度)
総収入			総支出		
前年度繰越金			市場管理費 (営業費用)		
使用料計			人件費(注4)		
売上高割使用料			事務費(注5)		
面積使用料			建設改良費 (総事業費)		
と畜場使用料			うち付帯事務費		
その他			うち補助対象事業費		
地方債返債			うち付帯事務費		
国庫補助金			地方債償還金		
うち建設改良に係る補助金			利息償還金		
都道府県補助金			うち市場事業に係る償還金		
うち建設改良に係る補助金			うち建設改良に係る償還金		
一般会計からの繰出金			うちH4年度以降削減債分 (注6)		
指導監督経費繰出金			元金償還金		
建設改良費繰出金			うち市場事業に係る償還金		
と畜事業費繰出金			うち建設改良に係る償還金		
その他繰出金			と畜事業に係る償還金		
貸付金			企業倒産処理費		
貸付金利息			繰上充用金		
受取利息及び償当金			貸付金		
その他			その他		
うち受益者負担金分(注2)			うち〇〇〇〇(注3)		
うち〇〇〇〇(注3)			うち〇〇〇〇		
うち〇〇〇〇			翌年度繰越金		

(記載上の注意)

1. 実績の欄には直近年度の金額を実績で記載するとともに、見込みの欄には申請年度の見込みで記載すること。
2. 受益者負担金分は、卸売業者等の光熱費等使用料として業者が負担すべき費用分を記入すること。

7 卸売業者以外の取引参加者その他の関係事業者に関する事項

(1) 取引参加者に関する事項

取扱品目	仲卸業者数	売買参加者数

(記載上の注意) 売買参加者数の欄には、仲卸業者以外の買受人であって、開設者による承認、登録等を行っている者の数を記載すること。

(2) 取引参加者以外の関係事業者に関する事項

業 種	業者数

(開設者の連絡先)

部署名：

TEL：

FAX：

e-mail：

別記様式第2号（第7関係）

事業報告書
（年月日から年月日まで）

開設者様

卸売市場の名称
法人名称
法人番号
代表者の役職及び氏名

卸売市場法第13条第5項第5号の表の5の項（2）の規定により、事業報告書について、次のとおり提出します。

（記載上の注意）

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2. 個人である場合にあっては、下記に準じて作成すること。
3. 本様式に記載の事項の他、報告が必要と考えられる事項があれば新たに欄を設けて記載すること。

第1 業務の状況

1 組織に関する事項

(1) 役員の略歴

役名及び職名	氏名 (生年月日及び住所)	略歴

（記載上の注意）

1. 略歴が書ききれない場合は、別葉にすること。
2. 変更がない場合は、記載を省略することができる。
3. 変更がある場合は、変更後の役員名簿を添付すること。

(2) 役員及び従業員の状況

区 分		人 数		平 均 年 齢	平均勤続年数
			うち女性		
役 員	常 勤	人	人	歳	年
	非 常 勤				
	小 計				
従 業 員	営 業 関 係				
	事 務 関 係				
	小 計				
合 計					
臨時職員年間平均雇用人数					

(記載上の注意)

1. 従業員との兼務役員は、役員の方に記載すること。
2. 臨時職員年間平均雇用人数の項には、当該事業年度において雇用した延日数を当該事業年度の営業日数で除して得た数値の小数点以下を四捨五入して整数で記載すること。

2 卸売業務の状況

(記載上の注意)

1. 認定を受けた他の卸売市場において卸売業務を行っている者にあつては、(1)から(6)までの表を①本卸売市場分及び②当該他の卸売市場を含めた全ての認定を受けた卸売市場分の合計についてそれぞれ作成すること。
2. 取扱金額の欄は、消費税額及び地方消費税額に相当する額を含む金額を記載すること。

(1) 卸売業務に係る取扱品目についての取扱高及び売上損益

種 類	受 託 販 売		買 付 販 売		卸 売 業 務 合 計	
	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額
	トン	千円	トン	千円	トン	千円
当期合計 (A)						

前年同期 (B)						
前年同期対比 (A/B)	%	%	%	%	%	%

(記載上の注意)

1. 種類の欄には、取扱品目の区分に応じ、

- ① 野菜及び果実（以下「青果」という。）に属するものにあつては、野菜（輸入に係るものを除く。）、輸入野菜、果実（輸入に係るものを除く。）及び輸入果実
 - ② 生鮮水産物に属するものにあつては、生鮮水産物（冷凍水産物を除く。）及び冷凍水産物
 - ③ 肉類に属するものにあつては、牛枝肉（輸入に係るものを除く。）、牛部分肉（輸入に係るものを除く。）、輸入牛肉、豚枝肉（輸入に係るものを除く。）、豚部分肉（輸入に係るものを除く。）、輸入豚肉及びその他（肉類加工品を除く。）
 - ④ 花きに属するものにあつては、切花、鉢物、枝物、植木及びその他
 - ⑤ その他の生鮮食料品等に属するものにあつては、農産加工品（つけ物及び青果加工品を除く。）、つけ物、青果加工品（つけ物を除く。）、水産加工品（塩干加工品を除く。）、塩干加工品、肉類加工品及びその他
- に、それぞれ区分して記載すること。

2. 花きの数量の単位は、切花にあつてはケース（100本を1ケースに換算する。）、鉢物にあつては鉢（1個1鉢とする。）、枝物にあつては束（100本を1束に換算する。）、植木にあつては本（1個1本とする。）とする。

(2) 集荷先別取扱高の状況

区分 種類	生産者 個人	生産者 任意 組合	出 荷 体	産 地 出 業 荷 者	商 社	他市場 卸 売 業 者	他市場 仲 卸 業 者	その他	合 計	備 考
	千円 ()	千円 ()	千円 ()	千円 ()	千円 ()	千円 ()	千円 ()	千円 ()	千円 ()	
合 計	()	()	()	()	()	()	()	()	()	

(記載上の注意)

1. 種類の欄には、取扱品目の区分に応じ、

- ① 青果に属するものにあつては、野菜及び果実
- ② 生鮮水産物に属するものにあつては、生鮮水産物（冷凍水産物を除く。）及び冷凍水産物
- ③ 肉類に属するものにあつては、牛肉、豚肉及びその他
- ④ 花きに属するものにあつては、切花、鉢物及びその他

- ⑤ その他の生鮮食料品等に属するものにあつては、農産加工品（青果加工品を除く。）、青果加工品、水産加工品（塩干加工品を除く。）、塩干加工品、肉類加工品及びその他に、それぞれ区分して記載すること。
2. 出荷団体の欄には、単協、県連及び全国連からの集荷に係るものを記載すること。
 3. 青果又は青果加工品に属するものにあつては、輸入青果物取扱業者からの集荷に係るものは商社の欄に記載すること。
 4. 生鮮水産物、水産加工品（塩干加工品を除く。）又は塩干加工品に属するものにあつては、産地市場からの集荷に係るものは出荷団体の欄に、産地仲買人及び産地加工業者からの集荷に係るものは産地出荷業者の欄に、水産会社からの集荷に係るものは商社の欄と他市場卸売業者の欄の間に水産会社の欄を設け当該水産会社の欄に、消費地市場からの集荷に係るものは他市場卸売業者の欄又は他市場仲卸業者の欄に、消費地の問屋、加工業者等からの集荷に係るものはその他の欄に、それぞれ記載すること。
 5. 肉類又は肉類加工品に属するものにあつては、産地食肉センターからの集荷に係るものは出荷団体の欄に、家畜商からの集荷に係るものは産地出荷業者の欄に、食肉加工会社からの集荷に係るものは商社の欄に、それぞれ記載すること。
 6. 買付集荷に係るものにあつては、（ ）に内数で記載すること。

(3) 販売先別取扱高及び販売代金

区分 種類	仲卸業者		売買参加者		自社等		第三者				合 計	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	うち他市場 への転送		数量	金額
									数量	金額		
	トン	千円	トン	千円	トン	千円	トン	千円	トン	千円	トン	千円

(記載上の注意)

1. 種類の欄は、2の(2)の記載上の注意の1の区分に準じて記載すること。
2. 花きの数量の単位は、2の(1)の記載上の注意の2に準じて記載すること。
3. 自社等の欄には、卸売業者自身が卸売の相手方として買い受けたもの及び卸売を行っている市場における他の卸売業者へ販売したものを記載すること。
4. 第三者の欄には、業務規程における第三者販売（仲卸業者、売買参加者及び自社等以外の者への卸売業者による卸売のことをいう。）に係る遵守事項の規定の有無にかかわらず、仲卸業者、売買参加者及び自社等以外の者へ販売したものを記載すること。他市場への転送欄には、他市場の卸売業者又は仲卸業者へ販売したものを内数で記載すること。

(4) 販売方法別取引の状況

区分 種類	せり・入札				相対取引				合 計			
			うち商物 分離取引				うち商物 分離取引				うち商物 分離取引	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
	トン	千円	トン	千円	トン	千円	トン	千円	トン	千円	トン	千円
合 計												

(記載上の注意)

1. 種類の欄は、2の(2)の記載上の注意の1の区分に準じて記載すること。
2. 花きの数量の単位は、2の(1)の記載上の注意の2に準じて記載すること。
3. せり・入札及び相対取引以外の売買取引の方法により販売を行ったものは、相対取引の欄と合計の欄の間に当該取引方法の欄を設けて記載すること。
4. 商物分離取引（卸売市場外にある生鮮食料品等の卸売業者による卸売のことをいう。以下同じ。）の欄には、業務規程における商物分離取引に係る遵守事項の規定の有無にかかわらず、卸売市場外で販売したものについて記載すること。

(5) 受託販売に係る委託者への代金決済の状況

支払日までの日数		備 考
最 高 日 数	平 均 日 数	
日	日	

(記載上の注意)

1. 平均日数は、次の算式により算出するものとする。

$$\text{平均日数} = L \times \frac{1}{A}$$

Lは、当該事業年度の日数

Aは、当該事業年度の卸売業務に係る受託販売高（委託手数料を除く。）を、卸売業務に係る受託販売未払金及び支払手形（受託販売の支払いに関するものに限る。）の平均月末残高で除して得た数値

2. 備考の欄には、代金決済の概況、代金決済の遅延の事由その他の特記すべき事項を記載する。

(6) 奨励金等の交付状況

奨励金等の種類	対象品目	交付基準 (交付率等)	交付金額	交付金額に 対応する 卸売金額	交付先の数	備考
			千円	千円		
		小計				
		小計				
		合計				

(記載上の注意)

1. 対象品目の欄は、出荷者を対象とする奨励金等がある場合に記載することとし、2の(2)の記載上の注意の1の区分に準じて記載すること。
2. 交付基準の欄には、一定の交付基準を定めて交付した奨励金等をその交付基準ごとに区分して記載すること。
3. 交付金額、交付金額に対応する卸売金額及び交付先の数の欄には、交付基準の欄において区分して記載した交付基準ごとに金額及び交付先の数を記載すること。
4. 備考の欄には、主な交付先その他の特記すべき事項を記載すること。

(7) 場外保管場所の状況

名称	位置	主な保管品目	温度管理の有無

(記載上の注意)

1. 当該卸売市場における入荷量の変動に対応し、円滑な流通を確保するため、当該、卸売市場の周辺の地域における一定の場所を、当該卸売市場に出荷された生鮮食料品等を搬入して卸売をする場所として指定することとしている場合、又は業務規程において、卸売業者が開設者に届出等の申請若しくは報告その他の手続を行うこととしている場合に、当該保管場所について記載すること。
2. 温度管理の有無の欄については、当該保管場所が低温又は低温管理機能を有する施設である場合には「有」を、当該機能を有しない施設である場合には「無」を記載すること。

3 卸売以外の業務等の概況

業務の内容	売上高	利益（損失）金額
	千円	千円

（記載上の注意）

1. 卸売以外の業務とは、専ら卸売業務を補完するために行う製氷、魚木箱製造等の業務や、卸売業務以外の業務をいう。

第2 経理の状況

1 貸借対照表

年 月 日現在

科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
I 流動資産	×××	IV 流動負債	×××
(1) 現金		(1) 受託販売未払金	
(2) 預金		(2) 支払手形(受託)	
(3) 売掛金		(3) 荷主預り金	
(4) 受取手形		(小 計)	
(5) 有価証券		(4) 買掛金(買付け)	
(6) 親会社株式		(5) 支払手形(買付け)	
(7) 商品		(6) 預り金(買付け)	
(8) 貯蔵品		(小 計)	
(9) 前渡金		(7) 買掛金(その他)	
(10) 荷主前渡金		(8) 支払手形(その他)	
(11) 前払費用		(9) 短期借入金	
(12) 未収収益		(10) 未払金	
(13) 立替金		(11) 未払法人税等	
(14) 短期貸付金		(12) 未払消費税等	
(15) 未収金		(13) 未払費用	
(16) 仮払金		(14) 前受金	
(17) 繰延税金資産		(15) 預り金(その他)	
()		(16) 前受収益	
() 貸倒引当金		(17) 仮受金	
II 固定資産		(18) 繰延税金負債	
1 有形固定資産		(19) 賞与引当金	
(1) 建物		()	
(2) 構築物		V 固定負債	
(3) 機械及び装置		(1) 長期借入金	
(4) 船舶及び車両その他の 陸上運搬具		(2) 預り保証金	
(5) 工具, 器具及び備品		(3) 繰延税金負債	
(6) 土地		(4) 退職給与引当金	
(7) 建設仮勘定		()	
()		負 債 合 計	

<p>2 無形固定資産</p> <p>(1) のれん</p> <p>(2) 借地権</p> <p>(3) 電話加入権</p> <p>(4) 施設負担金</p> <p>()</p> <p>3 投資その他の資産</p> <p>(1) 投資有価証券</p> <p>(2) 子会社株式</p> <p>(3) 出資金</p> <p>(4) 子会社出資金</p> <p>(5) 長期貸付金</p> <p>(6) 開設者預託保証金</p> <p>(7) 定期預金</p> <p>(8) 長期前払費用</p> <p>(9) 事業者保険料</p> <p>(10) 繰延税金資産</p> <p>()</p> <p>() 貸倒引当金</p> <p>III 繰延資産</p> <p>(1) 創立費</p> <p>(2) 開業費</p> <p>(3) 試験研究費</p> <p>(4) 開発費</p> <p>(5) 新株発行費</p> <p>()</p>		<p>(純 資 産 の 部)</p> <p>VI 株主資本</p> <p>1 資本金</p> <p>2 新株式申込証拠金</p> <p>3 資本剰余金</p> <p>(1) 資本準備金</p> <p>(2) その他資本剰余金</p> <p>4 利益剰余金</p> <p>(1) 利益準備金</p> <p>(2) その他利益剰余金</p> <p>① ○○積立金</p> <p>②</p> <p>③ 繰越利益剰余金 (繰越損失金)</p> <p>5 自己株式</p> <p>6 自己株式申込証拠金</p> <p>VII 評価・換算差額等</p> <p>1 その他有価証券評価差 額金</p> <p>2 繰越ヘッジ損益</p> <p>3 土地再評価差額金</p> <p>4</p> <p>VIII 新株予約権</p> <p>純 資 産 合 計</p>	
<p>資 産 合 計</p>	<p>×××</p>	<p>負 債 及 び 純 資 産 合 計</p>	<p>×××</p>

注 記

1 採用する企業会計慣行

2 親会社及び支配関係を持っている法人に対する債権及び債務

(科 目) (金 額)

千円

3 重要な流動資産、取引所の相場のある株式及び社債について、その時価が取得価額又は制作価額よりも著しく低い場合においてその取得価額又は制作価額を付したとき、及び流動資産について会社計算規則第5条第6項の規定により価格を付した場合には、その旨

4 取締役及び監査役等役員に対する金銭債権及び金銭債務

役員に対する債権額 千円

役員に対する債務額 千円

5 保証債務額

総 額 千円

6 受取手形割引高 千円

受取手形譲渡高 千円

7 担保に供した固定資産の種類及び帳簿価額

(資産の種類) (金 額)

千円

8 会計方針を変更した場合は、その旨及び変更に伴う当期利益増減額

千円

9 財務状況に関する事項

(1) 純資産額 (貸借対照表の純資産合計の額) 千円 (A)

○年度1日当たり卸売金額 (卸売業務取扱額/卸売業務営業日数) 千円 (B)

(A) / (B) ○日分相当

(2) 流動比率 (流動資産/流動負債) ○. ○

(3) 自己資本比率 (純資産合計/負債及び純資産合計) ○. ○

(記載上の注意)

1. 株式会社以外の卸売業者にあつては、上記様式に準じて作成すること。
2. 附帯業務及び兼業業務を含めた全ての業務に係る金額を記載すること。
3. 他部門勘定は、他部門に対し債権的關係にある場合には借方 (資産の部) の末尾に、債務的

関係にある場合には貸方（負債の部）の末尾に記載すること。

4. 貸借対照表の注記5の保証債務額には、普通保証、連帯保証、連帯債務の負担、債務者のためにする担保の提供等についてその合計額を記載すること。
5. 貸借対照表の注記6の受取手形割引高及び受取手形譲渡高には、裏書譲渡した手形のうち期日未到来のため手形債務者（振出人又は引受人）が債務を弁済していない手形の合計額を記載すること。
6. 貸借対照表の注記9の純資産額を1日当たり卸売金額で除した値、流動比率及び自己資本比率は、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位の桁まで記載すること。
7. 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の額と当該消費税等に係る取引の対価の額を区分して経理する方式（税抜方式）と消費税等の額と当該消費税等に係る取引の対価の額を区分しないで経理する方式（税込方式）のいずれかの方式を選択できるものとし、選択した会計処理方式を明記すること。

2 損 益 計 算 書

科 目	金 額		
	千円	千円	千円
I 営 業 損 益			
1 卸 売 業 務			
(1) 受 託 手 数 料			× × ×
(受 託 品 取 扱 額)		(× × ×)	
(2) 買 付 販 売 損 益			
1) 純 売 上 高			
商 品 総 売 上 高		× × ×	
売 上 値 引 及 び 戻 り 高		<u>× × ×</u>	× × ×
2) 売 上 原 価			
期 首 商 品 た な 卸 高		<u>× × ×</u>	
商 品 純 仕 入 高			
総 仕 入 高	× × ×		
仕 入 値 引 及 び 戻 し 高	<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>	
合 計		× × ×	
期 末 商 品 た な 卸 高		<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>
買 付 販 売 利 益 (損 失) 金 額			<u>× × ×</u>
販 売 利 益 (損 失) 金 額			× × ×
2 兼 業 業 務			
(1) 売 上 高			
.....		× × ×	
.....		<u>× × ×</u>	× × ×
(2) 売 上 原 価			
.....		× × ×	
.....		<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>
兼 業 業 務 利 益 (損 失) 金 額			<u>× × ×</u>
売 上 総 利 益 (損 失) 金 額			× × ×
3 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			
(1) ○ ○ 使 用 料		× × ×	
(2) ○ ○ 奨 励 金		× × ×	
(3) 役 員 報 酬		× × ×	
(4) 従 業 員 給 料 手 当		× × ×	
(5) 福 利 厚 生 費		× × ×	
(6) 退 職 給 与 金		× × ×	
(7) 退 職 給 付 引 当 金 繰 入		× × ×	
(8) 旅 費 交 通 費		× × ×	

(9) 通 信 費		×	×	×	
(10) 運 搬 費		×	×	×	
(11) 受 託 品 事 故 損		×	×	×	
(12) 会 議 費		×	×	×	
(13) 交 際 費		×	×	×	
(14) 寄 付 金		×	×	×	
(15) 宣 伝 広 告 費		×	×	×	
(16) 貸 倒 損 失		×	×	×	
(17) 貸 倒 引 当 金 繰 入		×	×	×	
(18) 消 耗 品 費		×	×	×	
(19) 函 書 費		×	×	×	
(20) 減 価 償 却 費		×	×	×	
(21) 修 繕 費		×	×	×	
(22) 保 険 料		×	×	×	
(23) 水 道 光 熱 費		×	×	×	
(24) 賃 借 料		×	×	×	
(25) 公 共 負 担 金		×	×	×	
(26) 公 租 公 課		×	×	×	
(27) 支 払 賦 課 金		×	×	×	
(28) 雑 費		×	×	×	
()		×	×	×	
()		×	×	×	×
営業利益 (損失) 金額					×
Ⅱ 営業外損益					
1 営業外収益					
(1) 受取利息及び配当金		×	×	×	
(2) 仕入割引		×	×	×	
(3) 有価証券売却益		×	×	×	
(4) 雑収入		×	×	×	
()		×	×	×	×
2 営業外費用					
(1) 支払利息		×	×	×	
(2) 有価証券売却損		×	×	×	
(3) 繰延資産償却		×	×	×	
(4) 雑損失		×	×	×	
()		×	×	×	×
経常利益 (損失) 金額					×
Ⅲ 特別利益					
1 固定資産売却益					
()	×	×	×		

()	<u>× × ×</u>	× × ×	
2 前期損益修正益	<u>× × ×</u>	× × ×	
3 その他の特別利益			
()	× × ×		
()	<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>	× × ×
IV 特別損失			
1 固定資産売却損			
()	× × ×		
()	<u>× × ×</u>	× × ×	
2 減損損失			
()	× × ×		
()	<u>× × ×</u>	× × ×	
3 災害による損失			
()	× × ×		
()	<u>× × ×</u>	× × ×	
4 前期損益修正損	<u>× × ×</u>	× × ×	
5 その他の特別損失			
()	× × ×		
()	<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>
税引前当期純利益（損失）金額			× × ×
法人税等			× × ×
.			× × ×
法人税等調整額			<u>× × ×</u>
当期純利益（損失）金額			× × ×

注 記

親会社及び支配関係を持っている法人との営業取引による取引高
千円

（記載上の注意）

1. 株式会社以外の卸売業者にあつては、上記様式に準じて作成すること。
2. 卸売業務及び卸売業務以外の業務を含めた全ての業務に係る金額を記載すること。
3. 受託物品の受領後卸売業者の責に帰すべき事由により生じた損失は、受託品事故損勘定で処理し、買付品の売上値引は商品売上高から控除する形式で処理すること。
4. 損益計算書の総売上高及び総仕入高の記載に当たっては、内部売上高又は内部仕入高を控除すること。なお、期末たな卸高の記載に当たっては、内部取引によって生じた利益を控除すること。
5. 法人税等勘定には、当該事業年度の所得に対する法人税又は所得税、都道府県民税及び市区町村民税の申告額又は申告予定額を当該事業年度の費用として経理し、損益計算書に計上する

こと。

6. 消費税等の額と当該消費税等に係る取引の対価の額を区分して経理する方式（税抜方式）と消費税等の額と当該消費税等に係る取引の対価の額を区分しないで経理する方式（税込方式）のいずれかの方式を選択できるものとし，選択した会計処理方式を明記すること。

認定事項の変更に係る認定申請書

広島県知事 様

年 月 日提出

名 称
法 人 番 号
住 所
代表者の役職及び氏名

卸売市場法第14条において準用する同法第6条第1項の規定により、地方卸売市場に係る認定事項の変更について認定を受けたいので、次のとおり申請します。

1 変更の内容

新	旧

2 変更の理由

3 変更内容の施行年月日

【添付書類】

- ①
- ②
- ③

（記載上の注意）

1. 変更の内容については、変更前と変更後を対比して記載するとともに、変更後の認定申請書〔別記様式第1号〕を添付すること。
2. 卸売市場法施行規則第17条第3項に掲げる添付書類のうち、当該変更に伴いその内容が変更されるものを添付すること。
3. 業務規程の変更を伴う場合には、変更後の業務規程のほか、当該変更に関する意思の決定を証する書面を添付すること。
4. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第4号（第5関係）

認定事項の軽微な変更に係る届出書

広島県知事 様

年 月 日提出

名 称
法 人 番 号
住 所
代表者の役職及び氏名

卸売市場法第14条において読み替えて準用する同法第6条第2項の規定により、地方卸売市場の認定事項の軽微な変更について、次のとおり届出します。

1 変更の内容

新	旧

2 変更の理由

3 変更内容の施行年月日

【添付書類】

- ①
- ②
- ③

（記載上の注意）

1. 変更の内容については、変更前と変更後を対比して記載するとともに、変更後の認定申請書〔別記様式第1号〕を添付すること。
2. 認定申請書〔別記様式第1号〕の2の（2）、3の（2）並びに4から7までの事項の変更のうち、卸売市場法規則第26条に定める軽微な変更該当するものについては、同施行規則第27条第2項に基づき、変更の都度届け出る必要はなく、卸売市場法第14条において読み替えて準用する同法第12条第1項の規定による毎年度の卸売市場の運営状況の報告においてその変更の内容を記載すれば足りる。
3. 同施行規則第17条第3項に掲げる添付書類のうち、当該変更に伴いその内容が変更されるものを添付すること。
4. 業務規程の変更を伴う場合には、変更後の業務規程のほか、当該変更に関する意思の決定を証する書面を添付すること。
5. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第5号（第6関係）

業務の休止又は廃止に係る届出書

広島県知事 様

年 月 日提出

名 称
法 人 番 号
住 所
代表者の役職及び氏名

卸売市場法第14条において読み替えて準用する同法第7条の規定により、地方卸売市場の業務の休止〔廃止〕について、次のとおり届出します。

- 1 休止〔廃止〕の内容
- 2 休止〔廃止〕の理由
- 3 休止する期間〔廃止する年月日〕
- 4 取引参加者への通知の状況

（記載上の注意）

1. 廃止の届出にあつては、〔 〕の文言とすること。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
3. 休止する期間は、業務を休止する年月日から業務を再開する年月日の前日までを期間とすること。

別記様式第6号（第8関係）

中央卸売市場の認定申請に係る届出書

広島県知事 様

年 月 日提出

名 称
法 人 番 号
住 所
代表者の役職及び氏名

年 月 日付けで農林水産大臣に対して中央卸売市場の認定申請を行いましたので、卸売市場法第14条において読み替えて準用する同法第8条第2項の規定により届出します。

（記載上の注意）

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第7号（第7関係）

運 営 状 況 報 告 書
（ 年 月 日から 年 月 日まで）

広島県知事 様

年 月 日提出

法 人 名 称
法 人 番 号
住 所
代表者の役職及び氏名

卸売市場法第14条において読み替えて準用する同法第12条第1項の規定により、当該地方卸売市場の運営の状況について、次のとおり報告します。

（記載上の注意）

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2. 変更の認定が必要な事項の変更をする場合で、変更の認定を受けていない場合は、速やかに別記様式第3号（認定事項の変更に係る認定申請書）を提出すること。

1 卸売市場の取扱品目ごとの取扱いの数量及び金額の状況

取扱品目	実績（年度）	見込み（年度）
	トン 千円	

（記載上の注意）

1. 複数の市場がある場合には、市場ごとに表を作成すること。
2. 実績の欄には当該年度の数量及び金額を実績で記載するとともに、見込みの欄には次年度の見込みを記載すること。
3. 花きの取扱いの数量については、記載を省略することができる。以下同じ。

2 卸売市場の業務の運営体制の状況

(記載上の注意)

1. 当該年度末時点の運営体制について組織図で示し、これに各部門を担当する役員の氏名、担当業務の従事職員数及び業務の概要を付記すること。

3 卸売市場の業務の運営に必要な資金の確保の状況

(1) 収支の状況

(記載上の注意)

1. 当該年度の貸借対照表及び損益計算書を記載又は添付すること。
2. 地方公共団体が報告する場合には、1. にかかわらず、下記の表に記載すること。

収 入	実績 (年度)	見込み (年度)	支 出	実績 (年度)	見込み (年度)
総収入			総支出		
前年度繰越金			市場管理費(営業費用)		
使用料計			人件費(注4)		
売上高割使用料			事務費(注5)		
面積割使用料			建設改良費(総事業費)		
と畜場使用料			うち付帯事務費		
その他			うち補助対象事業費		
地方債起債			うち付帯事務費		
国庫補助金			地方債償還金		
うち建設改良に係る補助金			利息償還金		
都道府県補助金			うち市場事業に係る償還金		
うち建設改良に係る補助金			うち建設改良に係る償還金		
一般会計からの繰出金			うちH4年度以降の繰入金(注6)		
指導監督経費繰出金			元金償還金		
建設改良費繰出金			うち市場事業に係る償還金		
と畜事業費繰出金			うち建設改良に係る償還金		
その他繰出金			と畜事業に係る償還金		
貸付金			企業倒産処理費		
貸付金利息			繰上充用金		
受取利息及び償当金			貸付金		
その他			その他		
うち受益者負担金(注2)			うち〇〇〇〇(注3)		

5 監督措置の実施状況

①検査の実績

対象業者名	実施年月日	検査の内容

②その他の措置の主な実績

対象業者名	実施年月日	措置の内容

(記載上の注意)

1. 複数の市場がある場合には、市場ごとに表を作成すること。
2. 「その他の措置の主な実績」には、検査以外の監督措置のうち、是正の求めなど主なものの実績を記載すること。

6 取引参加者の状況

(1) 卸売業者

①卸売業者の状況

名称	代表者名	取扱品目	取扱実績	純資産額	経常損益	備考
			トン 千円	千円	千円	

(記載上の注意)

1. 取扱実績、純資産額及び経常損益の欄は、直近年度の数量及び金額を記載すること。
2. 純資産額とは、卸売業者の貸借対照表の純資産合計の額をいう。
3. 備考欄には、複数の市場がある場合に、卸売業者が卸売の業務を行っている市場名を記載すること。

②場外保管場所の状況

名称	位置	主な保管品目	温度管理の有無

(記載上の注意)

1. 当該卸売市場における入荷量の変動に対応し、円滑な流通を確保するため、当該卸売市場の周辺の地域における一定の場所を、当該卸売市場に出荷された生鮮食料品等を搬入して卸売をする場所としている場合、又は業務規程において、卸売業者が開設者に届出等の申請若しくは報告その他の手続を行うこととしている場合に、当該保管場所について記載すること。
2. 温度管理の有無の欄については、当該保管場所が低温又は定温管理機能を有する施設である

場合には「有」を、当該機能を有しない施設である場合には「無」を記載すること。

(2) 仲卸業者

①仲卸業者の状況

取扱品目	合計
	()
	()
	()

(記載上の注意)

1. 複数の市場がある場合にあっては、市場ごとに表を作成すること。
2. () には当該事業年度内に新規に参入した業者数を記入すること（既存業者との合併や事業譲受け等により参入した場合を含む。）。

②直荷引きの状況

取扱品目	実施業者数	取扱数量	取扱金額	主な品目
		トン	千円	

(記載上の注意)

1. 仲卸業者が行う卸売業者以外の者からの生鮮食料品等の買受け（以下「直荷引き」という。）について、開設者が把握している実施業者数、取扱数量及び金額を記載すること。
2. 複数の市場がある場合には、市場ごとに表を作成すること。
3. 主な品目の欄には、直荷引きが行われている主要な品目を記載すること。

(3) 売買参加者

取扱品目	業 種							
	一般小売店	スーパー	生協	給食、外食 納入業者	仲買業者	加工業者	他市場 卸売業者	その他
	()	()	()	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()	()	()	()

(記載上の注意)

1. 仲卸業者以外の買受人であって、開設者による承認や登録等を行っている者について記載すること。
2. 複数の市場がある場合にあっては、市場ごとに表を作成すること。
3. () には当該事業年度内に新規に参入した業者数を記入すること（既存業者との合併や事業譲受け等により参入した場合を含む。）。

(4) 取引参加者以外の事業者

業 種	業 者 数

(記載上の注意)

1. 複数の市場がある場合にあつては、市場ごとに表を作成すること。

7 認定事項の軽微な変更の状況

①変更の内容

新	旧

②変更の理由

③変更内容の施行年月日

(記載上の注意)

1. 施行規則第 27 条第 2 項に基づき、当該運営状況報告書による報告をもって認定事項の軽微な変更の届出書〔別記様式第 4 号〕の提出に代える場合に記載すること。
2. 変更の内容については、変更前と変更後を対比して記載するとともに、変更後の認定申請書〔別記様式第 1 号〕を添付すること。
3. 施行規則第 17 条第 3 項に掲げる添付書類のうち、当該変更に伴いその内容が変更されるものを添付すること。
4. 業務規程の変更を伴う場合には、変更後の業務規程のほか、当該変更に関する意思の決定を証する書面を添付すること。

(開設者の連絡先)

部署名：

TEL：

FAX：

e-mail：

誓 約 書

- 1 その法人又はその業務を行う役員がこの法律その他生鮮食料品等の取引に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることのなくなった日から2年を経過しないものではありません。（卸売市場法第14条において読み替えて準用する同法第5条第2項の規定）
- 2 卸売市場法第11条第1項の規定により第4条第1項の認定を取り消され、又は第14条において読み替えて準用する第11条第1項の規定により第13条第1項の認定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない法人ではありません。（卸売市場法第14条において読み替えて準用する同法第5条第3項の規定）
- 3 卸売市場法第11条第1項の規定による第4条第1項の認定の取消し又は第14条において読み替えて準用する第11条第1項の規定による第13条第1項の認定の取消しの日前30日以内にその取消しに係る法人の業務を行う役員であった者でその取消しの日から2年を経過しないものがその業務を行う役員となっている法人ではありません。（卸売市場法第14条において読み替えて準用する同法第5条第2項並びに第4項の規定）
- 4 申請書及び業務規程の内容は、基本方針に照らし適切です。（卸売市場法第13条第5項第1号の規定）
- 5 申請書及び業務規程の内容は、法令に違反していません。（卸売市場法第13条第5項第2号の規定）

上記のとおり誓約します。

年 月 日

広島県知事 様

法 人 名 称
法 人 番 号
住 所
代表者の役職及び氏名

（ ）

（記載上の注意）

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

地方卸売市場認定証

開設者の住所

開設者の氏名又は名称

認定番号

第 号

卸売市場の名称

卸売市場の位置

認定年月日

年 月 日

上記の者は、卸売市場法（昭和46年法律第35号）第13条に定める地方卸売市場であることを証明する。

年 月 日

広島県 印